

不慮の災害にあわれた方へ（平成 30 年 7 月 9 日現在）

見舞金・貸付・減免等の手続き

このたびは、不慮の災害によりお困りのことと心からお見舞い申し上げますとともに、1 日も早く元の生活に復されることをお祈り申し上げます。

周南市におきましては、災害時の手続きや被災者に対する支援制度があります。

詳しくは各課及び総合支所にお問い合わせください。

①見舞金・助成・貸付・り災証明・住宅等

項目		内容	手続き上の注意	本庁窓口 (窓口番号)	各総合支所 窓口
見舞金	災害見舞金等の支給	被害の大きさにより見舞金等を支給する場合があります。	見舞金等を支給する場合は、こちらから連絡を差し上げます。印鑑をご用意ください。	【地域福祉課】 ☎(0834) 22-8465 新庁舎 1 階窓口⑱	[新南陽]健康福祉課 ☎(0834)61-4113
医療費助成	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭において、災害のため、現在の所得状況においては、市民税の所得割が課税されない状況にあり、かつ生活に困窮していると認められる場合には、保険診療の自己負担分の助成が受けられます。	交付には要件がありますので、事前にご相談ください。	【次世代支援課 こども給付担当】 ☎(0834) 22-8460 新庁舎 1 階窓口⑲	[熊毛]市民福祉課 ☎(0833)92-0012 [鹿野]市民福祉課 ☎(0834)68-2332
貸付金	母子父子寡婦福祉資金	持家住宅が被害を受けた場合、補修のための資金の貸付が認められる場合があります。	対象は母子世帯・父子世帯・寡婦世帯です。事前にご相談ください。		
り災証明	り災証明願書	災害によって発生した一般廃棄物処理や保険請求の手続き等に必要となる場合があります。	○火災の場合 ・申請書が証明書となりますので必要部数提出してください。 ・印鑑 ・1部200円	【消防本部 予防課】 ☎(0834) 22-8773 (住所：新宿通 5-1-3)	[中央署] ☎(0834)22-8776 [東署] ☎(0834)28-3786 [西署] ☎(0834)61-3130 [北署] ☎(0834)68-3699
			○その他(火災以外)の災害 ・申請書が証明書となりますので必要部数提出してください。 ・無料	【防災危機 管理課】 ☎(0834) 22-8208 新庁舎 4 階窓口⑳	[新南陽]地域政策課 ☎(0834)61-4216 [熊毛]地域政策課 ☎(0833)92-0008 [鹿野]地域政策課 ☎(0834)68-2331
市営住宅への一時入居		被害状況（り災証明にて確認）によっては、市営住宅へ期間を定めた一時的な入居が可能な場合があります。	あくまで緊急避難的な対応となりますので、期限までに、次の住居をご自身で確保していただくこととなります。	【住宅課 市営住宅担当】 ☎(0834) 22-8282 ※仮庁舎窓口㉑	

※「住宅課」は、平成 30 年 7 月 17 日より「新庁舎 2 階窓口㉑」に移転します。

②減免等

項目	内容	手続き上の注意	本庁窓口 (窓口番号)	各総合支所 窓口
災害廃棄物処理費用の減免	災害によって発生した一般廃棄物処理費用の減免。 ※収集・運搬費用は対象外	り災証明(原本)が必要です。 災害に遭われたご本人様に窓口で申請していただきます。 来庁前に必ず電話してください。	徳山・新南陽地域の方はリサイクルプラザ・ペガサス【リサイクル推進課】 ☎(0834)61-0303 (住所:臨海町5)	熊毛地域の方 [熊毛]市民福祉課 ☎(0833)92-0036 鹿野地域の方 [鹿野]市民福祉課 ☎(0834)68-2333
市県民税の減免	被害の大きさにより、税の減免措置を受けられることがあります。	減免申請書を本庁、もしくは各総合支所にご提出ください。後日、職員が調査を行い、減免割合を決定し通知します。	【課税課 市民税担当】 ☎(0834)22-8273 ※仮庁舎窓口③	[新南陽]市民生活課 ☎(0834)61-4103 [熊毛]市民福祉課 ☎(0833)92-0011
固定資産税(土地・家屋・償却資産)の減免			【課税課 家屋償却担当】 ☎(0834)22-8269 ※仮庁舎窓口③	[鹿野]市民福祉課 ☎(0834)68-2333
介護保険料の減免	災害その他の事情により、保険料の納付等が困難な場合、保険料や一部負担金について、減免や徴収を一定期間猶予される場合があります。	減免申請される場合は、 ・り災証明1通(北-可) ・印鑑 ・損害保険を掛けている場合は受給額がわかるもの をご用意ください。	【高齢者支援課】 ☎(0834) 22-8467 新庁舎1階窓口⑳	[新南陽]健康福祉課 ☎(0834) 61-4110 [熊毛]市民福祉課 ☎(0833) 92-0035 [鹿野]市民福祉課 ☎(0834) 68-2332
国民健康保険に加入の方の、保険料または一部負担金の減免や徴収猶予			【保険年金課】 ☎(0834) 22-8312 新庁舎1階窓口①	
後期高齢者医療制度に加入の方の、保険料または一部負担金の減免等			減免等の認定には要件がありますので、必ず事前に相談されて申請してください	
国民年金第1号被保険者の方の、保険料の免除や納付猶予	災害その他の事情により、保険料の納付等が困難な場合、保険料について免除や納付猶予される場合があります。		【保険年金課】 ☎(0834) 22-8316 新庁舎1階窓口①	
保育所保育料の減免	災害により保育料の負担が困難と認められるときは、減免または免除される場合があります。	減免等の認定には要件がありますので、事前にご相談ください。	【保育幼稚園課 保育幼稚園担当】 ☎(0834)22-8455 新庁舎1階窓口㉒	[新南陽]健康福祉課 ☎(0834)61-4113 [熊毛]市民福祉課 ☎(0833)92-0012 [鹿野]市民福祉課 ☎(0834)68-2332
放課後児童クラブ保護者負担金の免除	被害の大きさにより児童クラブ保護者負担金が免除される場合があります。	り災証明(北-可)の添付が必要です。	【次世代支援課】 ☎(0834)22-8457 新庁舎1階窓口㉑	現在入会している児童クラブ

※「課税課」は、平成30年7月17日より「新庁舎2階窓口⑯」に移転します。